

中華人民共和国産黒鉛電極に対する
不当廉売関税の課税に関する調査の開始

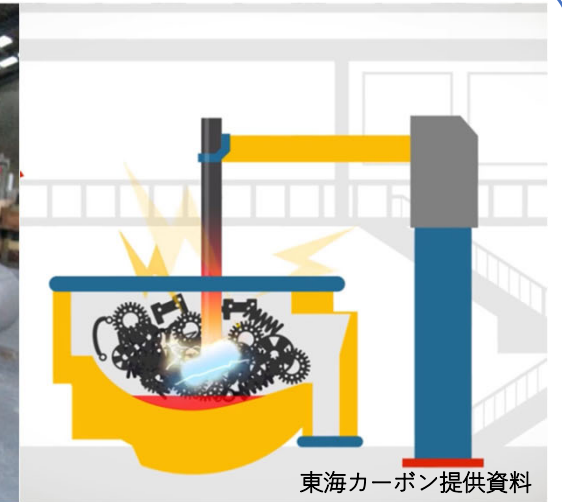
（令和6年10月10日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局）

中華人民共和国産黒鉛電極の概要

- 令和6年2月26日、申請者（SECカーボン株式会社、東海カーボン株式会社及び日本カーボン株式会社）が中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産の黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

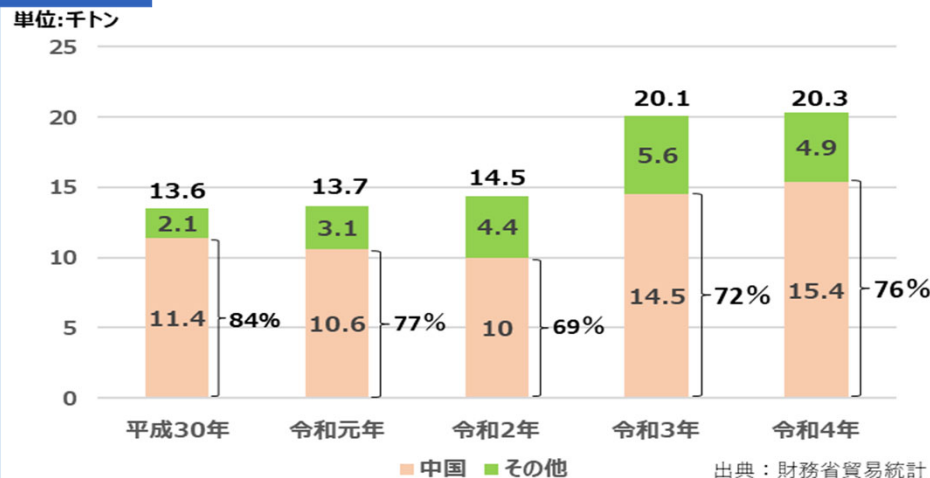
貨物の概要

- 名称：黒鉛電極
- 輸入統計品目番号：8545.11-010
(実行税率(協定)：3.3%、RCEP：2.1%)
- 特徴：円柱状で、一般的に黒色であり、両端にネジが切られている。大きさは多様。
- 主な用途
電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。

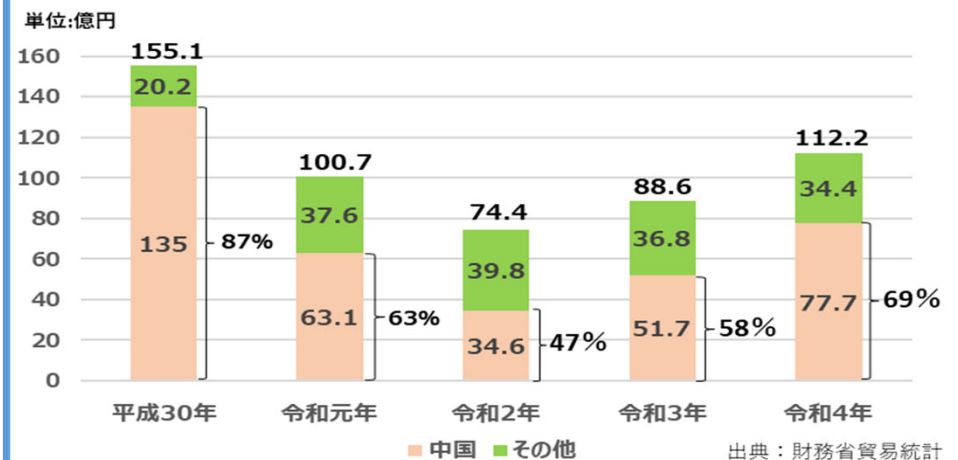


輸入状況

輸入量の推移



輸入額の推移



(注) 端数処理のため、合計値が合わないことがある。

調査開始の概要

申請書の概要

不当廉売された貨物の輸入の事実

- 中国から本邦への輸出価格と正常価格を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低く、その不当廉売差額率は、**37.70%**となる。

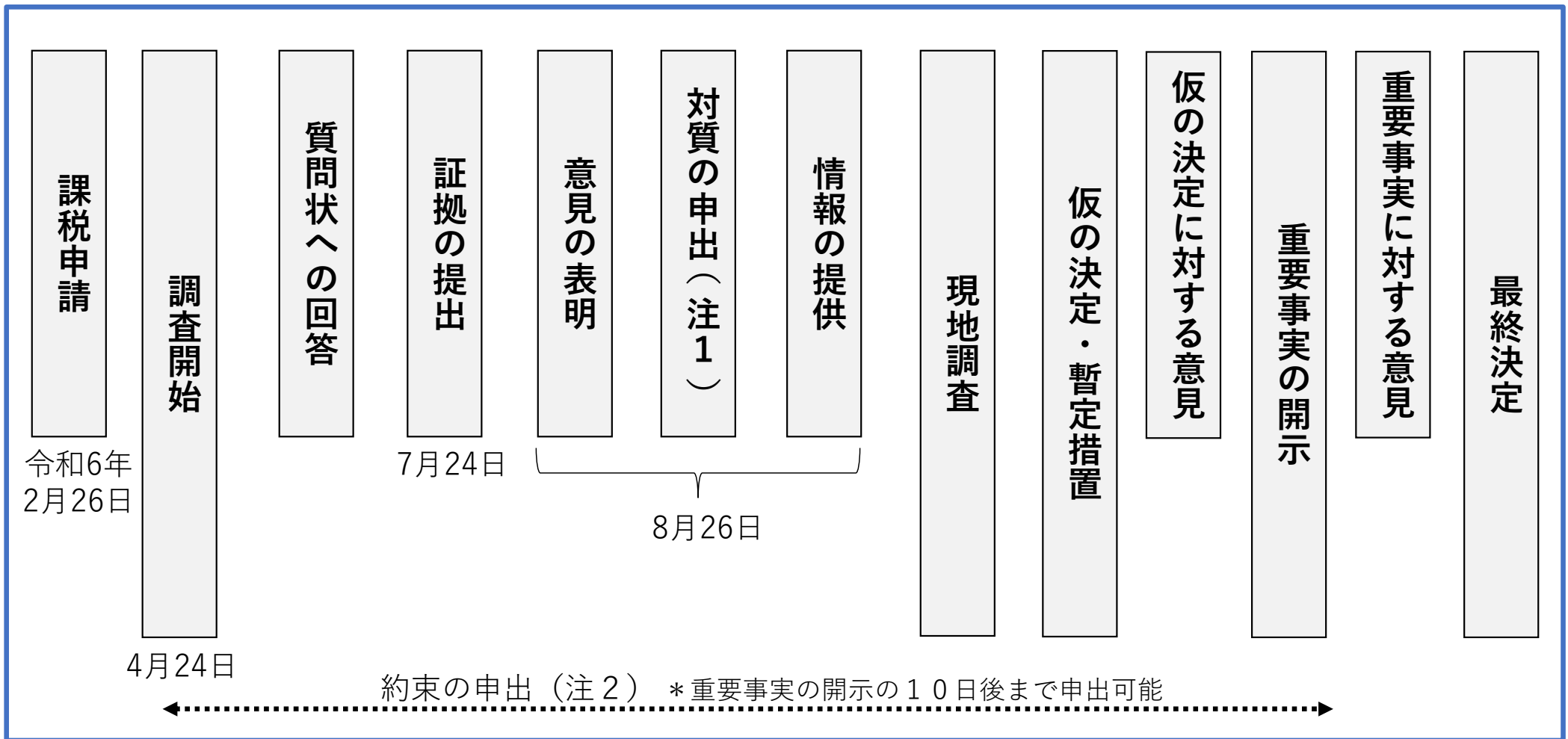
(参考) 不当廉売差額率 (%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- 不当廉売された調査対象貨物の輸入量の増加等により、調査対象期間において調査対象貨物の市場占拠率が上昇し、本邦の産業は価格押し下げの影響を受けることにより営業利益が減少する等、実質的な損害が生じている。
- (実質的な損害が現に認められない場合においても) 保護的措置が取られない限り、調査対象貨物の輸入量は増加する可能性が高く、その価格圧力により、本邦製品の価格も引下げを余儀なくされることが想定され、実質的な損害が生じるおそれがある。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年4月24日に調査を開始。

調査手続きの流れ



（注1） 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

（注2） 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。